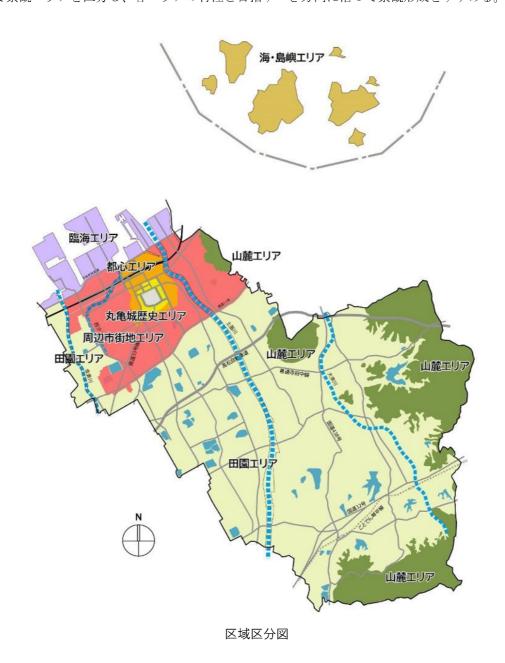
## 4 景観計画区域の設定

## 4-1 景観計画区域

景観計画区域は、丸亀市全域とする。

景観計画区域については、地域の自然・歴史的条件、また土地利用や都市計画等の条件に対応 して景観エリアを区分し、各エリアの特性と目指すべき方向に沿って景観形成をすすめる。

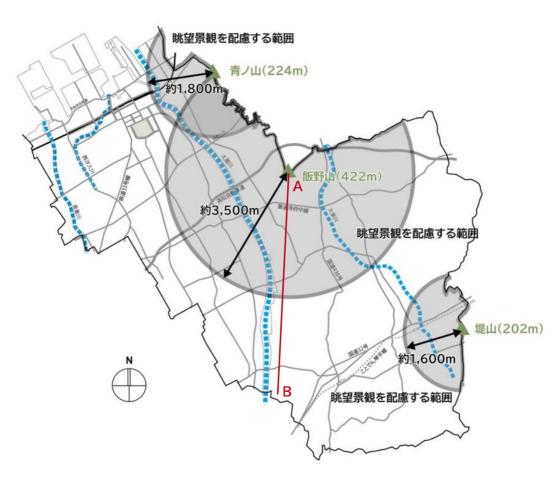


## 4-2 眺望景観への配慮

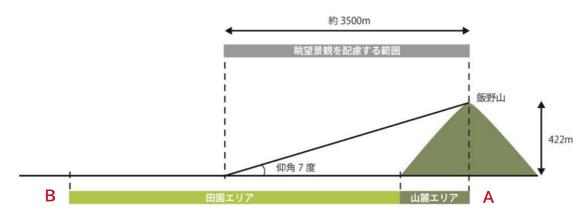
市内には飯野山など、なだらかな裾野が広がる円錐形の独立峰が複数点在し、市特有の景観を 形成している。このような特徴的な景観を「丸亀らしい眺望景観」として新たに位置づけ、独立 峰や連峰の形状を活かした配慮事項を設定することで景観の保全を図っていく。

「飯野山(讃岐富士)」「青ノ山」「堤山(羽床富士)」のような独立峰を視対象とする。眺望景観への配慮する範囲は、「視界において山の存在感が強まり、山そのものの形に注目が集まる視認特性(※6)」、「撮影ポイント等として広く認知され、訪れられている視点場の分布状況(※7)」を考慮し、仰角7度を下限として設定する。

眺望景観を配慮する範囲は独立峰や連峰への眺望の前景となることから、眺望への配慮を求める。なお、複数の眺望景観を配慮する範囲が重複する場合には双方の独立峰や連峰への眺望に配慮するものとする。



眺望景観を配慮する範囲



眺望景観を配慮する範囲の断面イメージ



宮池からのぞむ飯野山 (仰角8度相当)



道池からのぞむ飯野山 (仰角9度相当)

- ※6:国内の代表的な庭園や眺望地点からのぞまれる山は、平均して 8.7° ±1.0° という仰角で眺望されている。 (出典:樋口忠彦、景観の構造 ―ランドスケープとしての日本の空間―)
- ※7:市内には、ダブルダイヤモンド讃岐富士の撮影ポイントとして有名な宮池などのため池や土器川の河川敷など、開けた場所から独立峰を眺めることができる視点場が仰角 7~11 度の範囲で広く分布している。